

福島県から出荷される水産物の 安全性の確保について

2020年9月
水産庁

福島県から出荷される水産物の安全性の確保について

福島県沖の現状

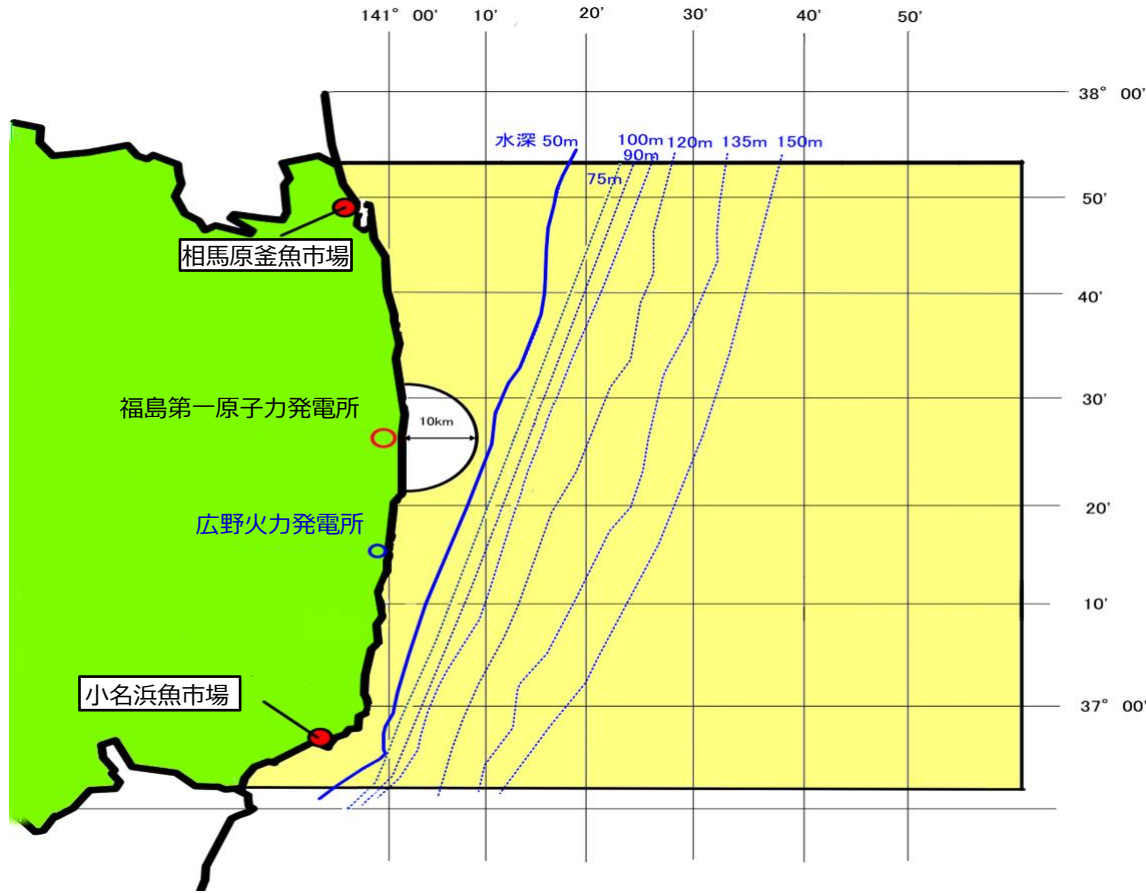
- 震災直後、県内の漁業協同組合が、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業自粛を実施。
- 福島県が福島県沖で毎週130検体程度の水産物の放射性物質濃度を検査。
- 2012年6月より、放射性物質検査の結果を踏まえ、出荷制限のない魚種のうち、放射性物質の値の低い種のみを対象として、試験操業・販売を実施。

- 現在では、海産種については基準値以下。
- 出荷制限については、2020年2月25日にコモンカスベに対する出荷制限が解除され、全ての海産種が出荷可能となっている。

今後の取組

- 引き続き、モニタリング検査により水産物の安全性を確認しながら、試験操業・販売を継続し、海域拡大・水揚げ増加を検討。

試験操業海域(2020年8月25日現在)



試験操業は、福島第一原子力発電所の半径10km圏内を除く福島県沖で行われています。

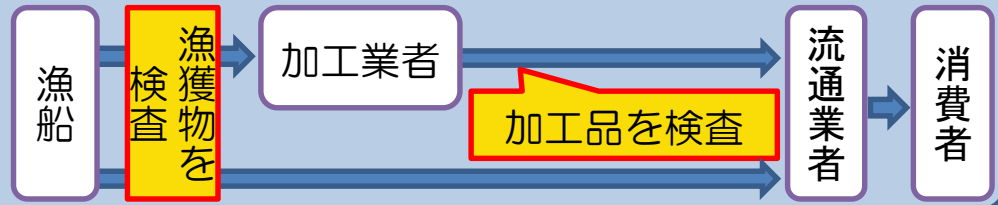
◆各漁法の許可の内容や漁業権等のルールに基づいて操業が行われています。

試験販売時の放射性物質検査の概要

- 2012年6月～2020年8月の試験販売の際の状況及び加工した状態のものについて計56,820検体、放射性物質の簡易検査を実施。
- 検査結果は福島県漁連のHPにて随時公開。
<http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>

漁獲物の流れ

・ 漁連が中心になって、放射性物質の検査、販売物の管理等を実施。



「試験操業」について

食品の基準値(100 Bq/kg)を超える水産物が、万が一にも流通することのないように、福島県漁連が自主的措置として、小規模な操業と販売を試験的に行う「試験操業」を行っています。

試験操業の対象種：全ての魚介類 (注1)

注1：出荷対象は、福島県漁連がモニタリングを実施し、50Bq/kg（自主基準値）を下回った魚介類（国の基準値：100Bq/kg）

試験操業の漁業種類（2020年8月25日現在）

沖合底びき網漁業		キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミズダコ等
小型機船底引き網漁業		イシカワシラウオ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、サヨリ等
貝けた網漁業		ウバガイ、コタマガイ
機船船びき網漁業		カタクチシラス、マシラス等
さし網漁業	沿岸流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等
	固定式さし網漁業	イシガレイ、シロメバル、ヒラメ、マコガレイ等
沿岸はえ縄漁業		アイナメ、スズキ、ヒラメ、マダラ等
釣り漁業		アイナメ、クロソイ、シロメバル、ヒラメ等
沖合たこかご漁業		シライトマキバイ、ミズダコ、ヤナギダコ等
沿岸かご漁業 (はもかご・どう漁業を含む)		ヒメエソボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミズダコ等
採貝・採藻漁業 (潜水漁業を含む)		ウニ類、アワビ類
松川浦養殖		アサリ、ヒトエグサ

※ 対象種追加の経緯は福島県漁連のHP参照 <http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/sono/sisotop.html>

放射性物質濃度の検査結果

2020年
8月25日現在

